

博物館に相当する施設の指定に関する様式

令和5年4月1日

博物館法（昭和26年12月1日法律285号）、及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）が規定する指定等の適正な実施を図るため、次のとおり博物館に相当する施設の指定に関する様式を定める。

博物館に相当する施設の指定申請書

年 月 日

（あて先）浜松市教育委員会

申請者

申請者の住所

事 項	記 載 欄
設置者の氏名 （法人名及び代表者名）	
設置者の住所 （主たる事務所の所在地）	（〒 ー ）
施設の名称	
施設の所在地	（〒 ー ）
設立年月日	

博物館法施行規則第 23 条の規定により、関係書類等を添付し前記のとおり博物館に相当する施設として指定されるよう申請します。

記

- 博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号、改正 令和 5 年文部科学省令第 2 号）第 24 条第 1 項第 1 号の要件を備えています。

関係書類：別紙「申請に係る提出資料一覧表」及び提出資料

博物館に相当する施設の指定通知書

年 月 日

（申請者）

様

浜松市教育委員会

年 月 日付で博物館に相当する施設の指定申請があった施設について、次のとおり指定したため、通知します。

記

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称及び所在地
- 3 指定番号

（教育委員会の連絡先）

非指定通知書

年 月 日

（申請者）

様

浜松市教育委員会

年 月 日付で提出された博物館に相当する施設としての指定申請については、審査の結果、次の理由により指定しないので通知します。

記

1 指定をしない理由

（教育委員会連絡先）

指定要件に係る報告書

年 月 日

（あて先）浜松市教育委員会

報告者

博物館に相当する施設としての指定要件を備えなくなったため、次のとおり報告します。

記

- 1 設置者の名称及び住所
（法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 施設の名称及び所在地
- 3 指定要件を備えなくなった事項及びその理由
- 4 その他参考事項

博物館に相当する施設の指定取り消し通知

年 月 日

(指定時の申請者)

浜松市教育委員会

博物館法第 31 条第 2 項の規定により、下記施設の博物館に相当する施設の指定を取り消したので通知します。

記

1 指定を取り消した博物館の名称及び住所

2 指定を取り消した理由

(博物館法施行規則第 27 条第 1 項各号の該当するものにチェック)

- (第 1 号関係) 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと浜松市教育委員会 (以下「教育委員会」) が認めた為
- (第 2 号関係) 偽りその他不正の手段により法第 31 条第 1 項の規定による指定を受けた為
- (第 3 号関係) 博物館法施行規則第 25 条の規定による報告をせず、又は、虚偽の報告をした為
- (第 4 号関係) 博物館法施行規則第 26 条の規定による教育委員会の求めに対して報告をせず、又は虚偽の報告をした為

(教育委員会連絡先)

博物館に類する事業を行う施設の指定証明の請求書

年 月 日

(あて先) 浜松市教育委員会

請求者 (指定時の申請者)

博物館に類する事業を行う施設の指定を受けたことを証する書面を請求します。

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

博物館に類する事業を行う施設の指定証明書

1 発行年月日 年 月 日

2 指定施設の内容

事 項	内 容
指定年月日	
設置者の名称及び住所	
施設の名称	
施設の所在地	
備考	

上記のとおり、当該施設が博物館に相当する事業を行う施設として指定されていることを証明します。

年 月 日

浜松市教育委員会 印